

## ●部室割り振りに関する規則

### 第一条 （目的）

この規則は、東京大学教養学部学友会が管轄する各建物における部室等（以下「部室」とする）の割り振りに関する事項を定めることを目的とする。

### 第二条 （割り振りの決定権限）

部室の割り振りは学生理事会が決定し、学生会館委員会の承認を得て施行するものとする。

### 第三条 （割り振りの条件）

部室を使用するサークルは次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。ただし学生理事会または該当評議員会で特に定められた場合はこの限りではない。

- 一 学友会加盟サークルであること
- 二 「サークルの加盟等に関する規則」第二章第十条に定める学友会加盟サークルの果たすべき義務を全て遂行していること
- 三 部室使用申請書を学生理事会の定める期日までに提出していること

### 第四条 （整理されたサークルに対する措置）

部室を割り振られている加盟サークルが降格もしくは除名となった場合は、学生理事会はそのサークルへの部室の割り振りを停止しなければならない。

### 第五条 （割り振り停止後のサークルの退去）

部室の割り振りを停止されたサークルは、学生理事会が別途定める期日までに部室から退去しなければならない。また、期日までに部室から退去しない場合は、学生理事会は部室内にある物品の処分について決定することができる。

## 附則

この規則は二〇〇九年五月十三日から適用する。